

令和五年四月七日受領
答弁第四四号

内閣衆質二二一第四四号

令和五年四月七日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問に対する答弁書

令和四年六月十五日に新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」においては、「自宅・宿泊療養者、陽性の施設入所者への医療提供体制の確保等」について「外来医療や訪問診療の領域でも、各地域で個々の医療機関が果たすべき役割が具体化されておらず、かかりつけの医療機関が組織的に関わる仕組みもなく、現場は感染症危機発生後に要請に基づいて対応せざるを得なかった」こと及び「平時における電話やオンラインによる診療や処方方が十分に推進されて来なかった」ことにより、「自宅等の療養者への医療や発熱外来等の体制の構築に時間を要した」ことが指摘されており、「医療提供体制の強化に関する事項」として「平時から関係者間の情報共有やきめ細かい調整、役割分担・連携が必須となる。また、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診できる体制の整備や、地域医療連携の強化を図ることも重要である」とされている。

政府としては、全ての医療機関に感染症に係る医療を行うことを一律に求めることは困難であると考えており、感染症の発生時における医療提供体制の確保に当たっては、地域全体として、通常の医療の提供を継

続しつつ、感染症に係る医療の需要に対応するため、地域における個々の医療機関の機能及び役割を踏まえ
た医療提供体制を構築することが必要であると考えている。